

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (兼捺印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ミクロネシア	国内海上輸送能力向上計画のため必要な生 産物及び役務の購入 交換公文	国内海上輸送能力向上計画を実施するために必要な生 産物及び役務の購入	1,110,000千円 H29.5.31まで	H25.8.27 パリキー ルで (同日)	日本側 鈴木栄一在ミクロ ネシア大使 ローリン ・S・ロバート外務大臣	H25.9.6 301号
ミクロネシア	ネシア連邦政府に対す るミクロネシア連邦政府との間の交換 公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための贈与	200,000千円 -----	H25.12.26 パリキー ルで (同日)	日本側 鈴木栄一在ミクロ ネシア大使 ローリン ・S・ロバート外務大臣	H26.1.21 27号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。